

「(仮称)宇治市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例(初案)」への
意見募集結果について

(仮称)太陽光発電設備の適正な設置に関する条例(初案)について実施しました、パブリックコメントの結果について、報告いたします。

1. 意見募集期間

令和4年11月22日(火)から令和4年12月21日(水)まで

2. 意見提出者数及び意見数

意見提出者数 33人

提出方法	人数
持参	15人
郵便	1人
ファクシミリ	3人
電子メール	8人
インターネット	5人
市民の声投書箱	1人

意見数 104件

区分	件数
1. 条例全般に関する事	7件
2. 目的に関する事	3件
3. 責務に関する事	6件
4. 禁止区域に関する事	6件
5. 抑制区域と条例対象の規模に関する事	3件
6. 事業の許可に関する事	18件
7. 報告及び立ち入り調査に関する事	3件
8. 事業の廃止・終了時の措置に関する事	10件
9. 指導、助言及び勧告、命令に関する事	2件
10. 公表に関する事	2件
11. 適用に関する事	6件
12. その他	38件

3. 意見及びこれに対する宇治市の考え方

意見の反映： 1. 記載 済 2. あり 3. なし

No	ご意見等の概要	ご意見に対する本市の考え方	意見の反映
1. 条例全般に関すること			
1-1	はじめに市街地の区域区分の記載があるとわかりやすいのではないかと。	市街地の区域区分につきましては、市のホームページ(都市計画課)で公開しており、条例制定の際には周知して参ります。	3
1-2	脱炭素社会実現に太陽光発電は不可欠であるが、設置により災害の発生や景観・生活環境が悪化しては本末転倒であり、早期の条例制定を望みます。	早期の条例制定に向けて取り組みを進めております。	3
1-3	太陽光発電は必要であるが、トラブルなどの報道もあり不安もある中、条例の制定は心強いが、全般的にあいまいな表現が多い。他市事例も参考に記載漏れのないようにしてほしい。	他市条例も参考に、宇治市に即した内容となるよう、条例制定を進めて参ります。	3
1-4	太陽光発電にはわからないことや不安や心配が多くある。行政は市民の意見を優先した条例文にしてほしい。	パブリックコメントでいただきました、貴重なご意見も参考にしながら、条例制定を進めて参ります。	3
1-5	災害時などでパネルが破損した場合に、感電や火災の原因にもなることから、太陽光発電設備の設置に反対します。	初案5、事業の許可(2)許可申請にて、事業計画書に維持管理について記載することを考えております。	3
1-6	太陽光発電設備の推進に賛成します。ただし、設備費用が高いこと、耐久性や廃棄の仕方、維持管理の問題や場所によっては自然災害リスクなどの課題はある。	災害の発生の防止並びに良好な自然環境、景観の保全及び地域との調和を図ることで、市民の生活環境を保全することを条例の目的としております。	3

2. 目的に関すること			
2-1	太陽光発電の無秩序な設置は、災害リスクの増加や景観破壊につながり、一定合理的な規制は必要であるが、エネルギー問題対策のため、クリーンエネルギーの確保も重要である。太陽光発電設備の設置と生活環境の保全の両立を図ることを目的とすることを記述すべき。	第6次総合計画及び第2次地球温暖化対策地域推進計画を策定し、CO2排出量抑制並びに脱炭素へ向けての取り組みを進めているところです。本条例は、太陽光発電設備の適正な設置に関する条例であり、市民の生活環境の保全のため、必要な事項を定めております。	3
2-2	事業終了時の設備の撤去・現状復旧が重要であることから、「事業終了時の設備の撤去・現状復旧・森林等の復元」を目的に追記してほしい。	事業終了時の設備の撤去や復旧につきましては、事業者が定めます事業計画に記載することとしております。	1
2-3	条例対象の規模について、1条第2項に「条例対象規模は第4条に定める」と追記してほしい。	条例の対象規模につきましては、「定義」として定めております。	3

3. 責務に関すること			
3-1	廃業、事業の廃止、終了、撤退した場合に、「事業地の原状回復と市民の健康被害に対する補償の責務」を規定すべき。	事業終了時の事業地の原状回復や市民の健康被害に対する補償については、事業者が責任を負うべきものと考えております。	3
3-2	市と事業者の責務として、施設や建物にも太陽光発電設備が導入できるように、規制を緩やかにしてほしい。	初案4.抑制区域と条例対象の規模にて、建築物の屋根等に設置するものは除くこととしております。	1
3-3	土地所有者や工事業者の責務の追記を求める。	太陽光発電設備の設置や発電事業を実施する事業者の責務を定めるものと考えております。	3
3-4	市の責務の「条例の適正かつ円滑な運用」と事業者の責務の「必要な措置」について、具体的な記述をしてほしい。	「責務」として明記する以外にも、初案5.事業の許可や初案8.指導、助言及び勧告、命令、初案9.公表にて、市には事業者への助言・指導を行うことや、条例に違反した場合の措置などの責務があり、また事業者には事業計画に基づく適正な事業の実施を行う責務があることとしております。	1

3-5	表現があいまいである。不都合が起きた場合は、市、事業者の責任で具体的な解決策を執ることを明記してほしい。	事業実施に伴い、不都合等が生じた場合には、事業者が責任を負うものと考えております。	3
-----	--	---	---

4. 禁止区域に関すること			
4-1	山から川への生態系への影響が懸念される水源地域を追加すべき。	初案3. 禁止区域にて、良好な自然環境や景観の保全のため、国立公園や風致地区、史跡、名勝、文化的景観の区域を禁止区域とし、自然環境への配慮をしており、水源地を禁止区域とすることは考えておりません。	3
4-2	休耕地を追加すべき。 市による休耕地の買取りと農業従事者への休耕地の賃借の推進やパネル下での栽培を可とするなどの対策も必要。	太陽光パネル下での営農につきましては、荒廃農地を含めて、農林水産省も、一定条件を満たす場合には、農地法に基づく許可を受ければ可能であるので、休耕地を禁止区域とすることは考えておりません。	3
4-3	禁止区域と同等と判断される危険な地域も禁止区域として扱うべき。	初案3. 禁止区域にて、防災の観点から土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域を禁止区域としており、禁止区域と同等と判断される地域や森林を伐採した場所、農地につきましては、禁止区域とすることは考えておりません。	3
4-4	森林を伐採した場所や農地は禁止区域とするべき。		3
4-5	土砂災害特別警戒区域等は、住宅が近い場合のみ調査し、指定されており、山間部では調査されていない。 事業計画が出された時点で、改めて土砂災害の危険性がないかを京都府に調査依頼するフローとするべき。		3

5. 抑制区域と条例対象の規模に関すること			
5-1	「抑制区域」と「禁止区域」だけでは、市の姿勢が太陽光発電に否定的であると感じる。 家屋の屋根などの自家消費を前提とする10kW以下の設備は積極的に推進・支援すべきであり、「許可区域」を設けて「屋根に設置する10kW以下の発電設備は制限しない」と明記すべき。	初案4. 抑制区域と条例対象の規模にて、建築物の屋根等に設置するものは除くこととしております。 禁止区域以外の市域全域を許可が必要な区域としております。	1
5-2	10kW以上でも市街地では景観上影響が多く、50kW以下でも設置面積は大きいことから、10kW以上を対象規模とするべき。	初案3. 禁止区域にて、自然環境等の保全を図る区域を設けるとともに、初案4. 抑制区域と条例対象の規模にて、許可が必要な事業の規模としては、発電出力が50kW以上、事業区域が500㎡以上のいずれかに該当する事業としております。	3
5-3	条例対象である50kW、500㎡が厳しいのか緩いのか判断できない。事業規模の上限が必要ではないか。	禁止区域以外の区域につきましては、太陽光発電設備の適正な設置の誘導を目指しており、事業規模の上限につきましては規制することは考えておりません。	3

6. 事業の許可に関すること			
6-1	「説明会の開催は、関係市民との合意形成を目的とすること」との明記が必要。	条例に、事業者は、周辺住民の理解を得られるように努める必要がある旨の記載を検討して参ります。	2
6-2	説明会の開催を着工の半年以上前とし、周辺住民の納得が得られない場合は、最低月に1回説明会を開催し、住民の許可が得られるまで着工しないこととするべき。	条例に、事業者は、周辺住民の理解を得られるように努める必要がある旨の記載を検討して参ります。事業の許可につきましては市が総合的に判断するものと考えております。	3
6-3	関係住民からの意見書の提出期限を、事前協議の公表から、発電規模によって3か月～半年とすべき。	周辺住民への事業計画の周知や、意見書の提出手法について検討して参ります。	2
6-4	事業告示の掲示板に、業者の問合せ先と合わせて市の担当部署も明記すべき	事業の周知につきましては、事業者の責務であると考えております。また、市の担当部署については、ホームページ等で周知して参ります。	3

6-5	関係住民への確実な計画周知や関係住民と事業者、行政による事前協議制や住民の賛成を許可条件とするとともに、説明会の結果の広報での公表が必要。	初案 5. 事業の許可(3)説明会の開催にて、説明会の開催を義務化するとともに、条例に、事業者は、周辺住民の理解を得られるように努める必要がある旨の記載を検討して参ります。許可につきましては市が総合的に判断するものと考えており、説明会の結果の広報での公表については考えておりません。	3
6-6	説明会への行政の参加が必要。	事業の周知は事業者の責務であり、初案 5. 事業の許可(3)説明会の開催にて、説明会の結果を市長に報告することとしており、説明会への行政の参加は考えておりません。	3
6-7	事故が起こった場合の保証がないと設置できないこととする。保証がないなら、宇治市が責任を持つべき。	維持管理や防災上の措置につきましては、事業者が事業計画に定めるとともに、事業実施に伴う事故等につきましても、事業者が責任を負うべきものと考えております。	3
6-8	計画変更の際にも、市長だけでなく、周辺住民及び市長と協議を行うとすべき。	初案 5. 事業の許可(4)許可の基準にて、軽微な変更以外の計画変更の際は、変更許可が必要であり、説明会の開催等も必要であるとしております。	1
6-9	説明会の開催結果報告の際は、周辺住民の確認を得た説明会開催情報記録を添付することを明記してほしい。	説明会の結果報告につきましては、周辺住民の確認を得たものとするように検討して参ります。	2
6-10	説明会は事業者が一方的に行うのではなく、周辺住民の理解が得られない場合は、再度説明会を開催することを明記してほしい。	条例に、事業者は、周辺住民の理解を得られるように努める必要がある旨の記載を検討して参ります。再度の説明会の開催を明記することは考えておりません。	3
6-11	事業者に対して、周辺住民に客観的なデータを添えて計画内容を開示することを義務付け、周辺住民への情報開示を義務付けしてほしい。	説明会は、事業計画の内容について説明するものとしております。	1

7. 報告及び立ち入り調査に関すること			
7-1	報告を怠る場合や、調査を拒否する場合の罰則規定が必要。	報告を怠る場合や、立入調査を拒否する場合につきましては、勧告を行い、勧告に従わない場合には、命令・公表を行うこととしており、罰則を設けることは考えておりません。	3
7-2	自然環境の専門家や有識者、地元住民と協議の上、立入調査を行う「必要な限度」を決めてほしい。	立入調査につきましては、基本的には職員が実施するものと考えております。	3
7-3	年 1 回以上、設備の状況及び開発地域の状況並びに設備及び開発地域の改修等の状況について報告を義務付けしてほしい。	維持管理の状況などにつきましては、毎年度の市長への報告を行うこととしております。	1

8. 事業の廃止・終了時の措置に関すること			
8-1	「廃棄物処理及び清掃に関する法律」などに太陽光発電設備に特化した対応を定めることと違反時の罰則規定が必要。	事業者は、太陽光発電設備の処理の際には、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」を順守する必要があります。	3
8-2	撤去については、法的な罰則をもって対応するべき。	事業計画に基づき、適正な撤去が行われない場合は、勧告・命令・公表を行うこととしており、罰則を設けることは考えておりません。	3
8-3	最終設備の処分方法とその費用を事業計画に記載するなど、設置前に確報することが必要。また、違反した場合の罰則規定も必要。	事業計画に沿った事業終了後の措置を求め、措置をしない場合は、勧告・命令・公表を行うこととしており、罰則を設けることは考えておりません。	3
8-4	設備の放置がおこらないように、取り締まる法律の制定を望む。	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下、FIT法という)の改正により、廃棄にかかる費用の積立てが義務化されております。	3

8-5	国の法律で事業終了時の撤去及び廃棄費用の外部積み立てが義務化されたことを生かして、条例に、事業計画段階から撤去・廃棄費用に至るまでの過程の計画を立てさせて、事業の転売等ですり抜けられないように、条例に基づき点検できるようにしてほしい。	事業計画に、事業終了後の処分方法などについても定めることとしております。また、事業者の変更につきましては、変更許可が必要であるとしております。	1
8-6	耐用年数を過ぎた太陽光発電設備の適切な処分ができる事業所が望ましいため、事業計画の住民への公開を求める。	説明会は、事業計画の内容について説明するものとしております。	1

9. 指導、助言及び勧告、命令に関すること			
9-1	指導、助言、勧告については、法的拘束力をもって事業の廃止や罰金の制度を設けるべき。	初案8. 指導、助言及び勧告、命令にて、許可を受けずに事業を実施した場合や、許可条件に違反した場合などの許可の取り消しや、勧告・命令を行うことができるとしており、罰則を設けることは考えておりません。	3
9-2	命令については、市政の実行をもって必要な措置を早急に行わせるとするべき。	初案8. 指導、助言及び勧告、命令にて、許可を受けずに事業を実施した場合や、許可条件に違反した場合などの許可の取り消しや、勧告・命令を行うことができるとしております。	1

10. 公表に関すること			
10-1	公表はもちろん、違反業者に対する刑事罰が必要。	初案9. 公表にて、許可を受けずに事業を実施した場合や、許可条件に違反した場合などの許可の取り消しや、公表を行うことができるとしており、罰則を設けることは考えておりません	3
10-2	命令に従わなかった時に限らず、事業申請時に事業者名を公表するように求める。	FIT 法の認定事業者については、資源エネルギー庁の事業計画認定情報公表用 web サイトにて公表されております。	3

11. 適用に関すること			
11-1	事業拡張の変更はできないとすべき。	許可条件を満たす場合には、変更許可を受けた上で、事業を実施することができるものと考えております。	3
11-2	条例施行前に設置や事業着手している場合でも、禁止区域に該当し、土砂の流出や生活環境への影響など問題発生リスクが大きい場合は、条例の規定を適用するとしてほしい。	条例施行前の設置や事業着手している場合は、条例の規定を適用することは考えておりませんが、計画変更の際には、変更許可が必要となります。	3

12. その他			
12-1	パネルの製造過程で人権問題を含んでいることや、パネル製造で使用される成分による環境問題などの観点から、太陽光発電設備は設置すべきではない。	本条例は、太陽光発電設備の適正な設置について必要な事項を定めるものです。	3
12-2	除草のため、除草剤を多く使用し、地下に浸透した除草剤が付近の田畑に流れ込み、食料の安全性や人体への健康被害が懸念されることから、パネルの設置そのものをやめるべき。(パネルの下に植物を植えるなどすべき)	除草剤を使用する場合は、農薬取締法の基準を満たした除草剤を使用上の注意点を守ったうえで使用されるものと考えます。また、事業区域内での緑地の確保について、求めることを考えております。	3
12-3	パネル作成工程で大量のCO ₂ が排出されており、投資に見合うだけの効果はない。また、山林伐採などの環境破壊も引き起こし、デメリットしかない。	パネルの製造時にも温室効果ガスの抑制について対応されているものと考えます。温室効果ガスの排出量を削減するためには、再生可能エネルギーを活用していく必要があると考えます。	3
12-4	パネルを日本製とするべき。	本条例は、太陽光発電設備の適正な設置について必要な事項を定めるもので、パネルの製造国について規定するものではありません。	3

12-5	自然体系に影響がないか、定期的に調査を行い、影響があれば3ヶ月以内に業者又は宇治市が撤去を行うとすべき。	自然環境等の保全を図るため、禁止区域を設けるとともに、事業者に必要な指導及び助言を行うこととしております。	3
12-6	水源地に影響が出れば、宇治市が買い取るべき。		3
12-7	未来を視座に置いた長期的な見地で、地域住民が心安らかに安全に暮らしていける里山を目指し、植物動物を含めての自然環境を守ってほしい。		3
12-8	自然の山々は行政管轄で守るべき。	市有林以外の民有林につきましては、市で管理することは難しいと考えております。	3
12-9	権限が市長に集中しているが、市長が変わった場合はどうなるのか。	条例の改廃には宇治市議会の承認が必要となりますことから、市長が変わったという理由での条例の改廃はありません。	3
12-10	事業者選びの公平性をどう担保するのか。	事業者については、市が選定するものではありません。	3
12-11	改正地球温暖化対策促進法の促進区域を公表してほしい。	促進区域については、実効性も含め検討しておりますが、現在、区域の設定は行っておりません。	3
12-12	食料自給率向上のため、耕作放棄地は営農型太陽光発電を促進してほしい。	太陽光パネル下での営農につきましては、荒廃農地を含めて、農林水産省も、一定条件を満たす場合には、農地法に基づく許可を受ければ可能であるとしているところです。	3
12-13	公共施設の屋根に太陽光発電設備及び蓄電池を設置していくべき。	公共施設については可能な限り再生可能エネルギーを活用することを検討しております。	3
12-14	企業社屋や個人住宅の屋根にも太陽光発電設備や温水器の設置を義務化するべき。	再生可能エネルギーの利用促進には、建築物の屋根等への設置も重要な取組みと考えております。また、太陽光パネル及び蓄電池を同時に設置される際、補助金を交付しています。	3

12-15	エネルギー問題、地球温暖化問題をもっと真剣に考えるべき。	第6次総合計画及び第2次地球温暖化対策地域推進計画を策定し、CO2排出量抑制並びに脱炭素へ向けての取組を進めております。	3
12-16	太陽光発電設備が2050年CO2排出ゼロを目指すうえで大事な取組みであり、特に個人での設置(自家消費)の重要性を、充電器を含めてもっと前面に出した内容とし、補助金の拡充なども施策に盛り込んでほしい。	現在、太陽光パネル及び蓄電池を同時に設置される際、補助金を交付しています。	3
12-17	太陽熱温水器は、熱交換効率が良いので、こちらをもっと啓もうすべき。	様々な再生可能エネルギーの活用や について検討して参ります。	3
12-18	茶畑への太陽光発電設備の採用をするべき。		3
12-19	初期費用0円システムの が必要。	京都府の「0円ソーラー」事業については、環境企画課でのチラシ配架や市政だよりにも掲載しております。	3
12-20	市役所の屋上にも太陽光発電設備が設置されていることを広く市民に知らせるべき。	総合窓口付近に発電量を示すパネルを掲示するなど、来庁者へお知らせしています。	3
12-21	申請があったら、しっかり調査して許可をする姿勢を持ってほしい。	許可申請があった事業につきましては、許可基準に基づき適正な事業計画であるかを審査することとしております。	1
12-22	計画とおりにできているか、稼働前に査察を行うことと、許可取り消し条項があることは抑止効果があり、健全な事業者育成になる。	設置工事完了後の、完了検査の実施や、許可の取り消しについても定めることとしております。	1
12-23	事業譲渡により地位を継承する場合は、あらかじめ周辺住民等に報告し、市長へ届出なければならないことを明記してほしい。	事業者の変更につきましては、事業計画の変更許可が必要であるとしております。	1
12-24	初案の説明が少ない。委員会です、どのように説明が行われたのか、市議会の様子も説明してほしい。	宇治市議会や宇治市まちづくり審議会の内容につきましては、市ホームページで公開しております。	3

12-25	FITがどういう仕組みなのか、再生可能エネルギーは本当に自然環境に配慮したもののかなど引用資料がなく、市の見解が示されていない。第6次総合計画や脱炭素社会へのチャレンジ、再生可能エネルギー導入を進めるためだけの条例だと感じる。	本条例は、災害の発生の防止並びに良好な自然環境、景観の保全及び地域との調和を図るため、太陽光発電設備の適正な設置の基準を定めるものです。	3
-------	---	--	---

パブリックコメント

「(仮称)宇治市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例(初案)」への意見募集について

1. 条例制定の経緯と目的

再生可能エネルギーの固定買取制度(FIT 制度)が開始された以降、太陽光発電設備の設置が全国的にも急増してきましたが、設置により、土砂の流出や、景観への影響、生活環境への影響などの問題も生じています。

一方で、宇治市では、第6次総合計画において「脱炭素社会へのチャレンジ」を掲げており、その実現には再生可能エネルギーの導入、とりわけ太陽光発電の推進が不可欠です。

こうした状況の中、防災と景観・生活環境の保全を図りながら、地球温暖化対策の基本方針であります再生可能エネルギーの利用促進を図るため、本条例の制定を行うものです。

この度、(仮称)宇治市太陽光発電設備の適切な設置に関する条例制定に向け、条例初案を作成しましたので、皆様のご意見をお寄せください。

2. 条例(初案)

1. 目的

太陽光発電設備の適正な設置に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生の防止並びに良好な自然環境、景観の保全及び地域との調和を図り、市民の生活環境の保全に寄与することを目的とします。

2. 責務

市と事業者の責務を定めます。

(1)市の責務

条例の目的を達成するため、条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じるもの
とします。

(2)事業者の責務

事業を行うにあたり、関係法令を遵守するとともに、災害の発生の防止並びに自然環境等の
保全のために必要な措置を講じ、設備及び事業区域を常時安全かつ良好な状態に維持する必
要があります。

3. 禁止区域

以下の区域では、太陽光発電設備を設置することができません。ただし、建築物の屋根等に設
置するものや、道路に付属する設備等と一体となっているものであって、国又は地方公共団体が設
置するものは除きます。

- ・自然公園法に規定する国定公園の区域
- ・都市計画法に規定する風致地区の区域
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害特
別警戒区域及び土砂災害警戒区域
- ・地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- ・文化財保護法に基づき指定された史跡及び名勝の区域
- ・文化財保護法に基づき選定された重要文化的景観の区域
- ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律に規定する近郊緑地保全区域かつ都市計画法に規
定する市街化調整区域のうち、都市計画法に規定する市街化区域と接する区域から 25m 以内
の区域

4. 抑制区域と条例対象の規模

- ・禁止区域以外の市域を抑制区域とし、次の規模以上の太陽光発電設備の設置には市長の許

可が必要となります。ただし、建築物の屋根等に設置するものは除きます。

・計画発電量が50kw以上若しくは事業区域の面積が500㎡以上、又は支柱型施設の設置

5. 事業の許可

(1) 事前協議

事業者は、許可申請前に市長と事前協議を行うことを義務付けます。

(2) 許可申請

・事業者は、許可申請書に事業計画書などの書類を添えて、市長に提出する必要があります。

・許可申請は、事前協議が終了した日から1年を経過した日までに行う必要があります。

(3) 説明会の開催

事業者は、許可申請前の周辺住民等に対する説明会の開催と結果を市長に報告することを義務付けます。

(4) 許可の基準

・事業者は事業を実施するために必要な資力や信用があることや、事業計画が防災や景観・生活環境の保全の観点から定める基準に適合していることなどの許可基準を設け、市長は許可に際し、必要な条件を付することができることとします。

・許可を受けた事業の計画変更の際には、市長による変更許可を受けなければなりません。

6. 報告及び立ち入り調査

市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告を求め、立ち入り調査を行うことができます。

7. 事業の廃止・終了時の措置

事業の廃止に際し、市長への廃止届の提出と事業計画に沿った廃止の措置を事業者に求めます。また、事業者は、事業終了後の設備について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律などに基づき、放置することなく、速やかに撤去し、

事業者の責任において適正な処分を行う必要があります。

8. 指導、助言及び勧告、命令

- ・市長は、災害の発生の防止又は自然環境等の保全を図るため必要があると認めるときは、事業者に対して必要な指導及び助言を行うことができます。
- ・また、禁止区域内で事業を行った場合や、必要な許可や変更許可を受けずに事業を行った場合、事業の定期報告を怠った場合などは、市長は事業者に対して勧告を行うことができます。
- ・条例の規定に違反した場合は、違反行為の停止を命じ、又は相当の期間を定めて、災害の防止及び自然環境等の保全のために必要な措置を講ずることを命じることができます。

9. 公表

市長は、命令を受けた事業者が命令に従わなかったときは、事業者名などを公表することができます。

10. 適用

この条例の規定は、条例施行日以後に工事着手する事業について適用します。ただし、この条例の施行時に現に設置し又は設置工事に着手している太陽光発電設備の増設又は更新については、許可が必要な事業規模の場合については、変更許可が必要となります。